

レンタル基本約款（案）

第1条（総則）

1. レンタル基本約款（以下「本約款」という。）は、賃借人（お客様（以下「甲」という。）と賃貸人（コネクシオ株式会社（以下「乙」という。）との動産賃貸借契約（以下「レンタル契約」という。）に関する権利義務関係を定めるものである。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。
3. 甲は、本約款に基づくレンタル物件が、当社が株式会社シーティーエス（以下「原賃貸人」という。）から賃借した物件であることをあらかじめ承諾し、これを借り受けるものとする。

第2条（個別契約）

1. 物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にした上で、乙指定の方法にて申し込み、乙が承諾の通知をした時点をもって個別契約は成立する。
3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。

第3条（レンタル期間、個別契約の更新）

1. レンタル期間は、個別契約に記載した期間とし、乙が甲に物件を引き渡した日から起算する。
2. レンタル期間満了日の1ヶ月前までに甲乙両者から何らの申出のないときは、自動的にレンタル期間満了日の翌日から個別契約にて定めた条件と同一の内容にて更新するものとする。

第4条（レンタル料金）

1. レンタル料金とは、レンタル物件の賃貸借の対価をいう。また、甲は別途、レンタル物件に対する「基本整備料」「補償料」「運搬費」「工事費」等を乙に支払わなければならない。
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料金を支払わなければならない。

第5条（補償制度及び補償料）

1. レンタル期間中に物件が破損、盗難等の偶然的事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は乙所定の補償料を負担することにより、乙の定める補償制度（原賃貸人の補償制度に準拠する）が適用される。これにより、補償制度に定める免責金額を超える額について、乙は甲に対する請求権を放棄する。
2. 前項の場合において、甲の故意又は重大な過失によって生じた損害、その他補償制度の対象外（地震、津波、紛失、置き忘れ等）となる損害の場合は、この限りでない。

第6条（レンタル物件の引渡し）

1. 乙は、甲の指定する日本国内の設置場所において、レンタル物件を引渡すものとする。
なお、レンタル物件の引渡しにかかる費用は甲の負担とする。
2. 天災地変、輸送機関の事故、その他乙の責に帰さない事由により、レンタル物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡し不能となった場合、そのことによって甲に生じた損害について、乙はその責を負わない。

第7条（担保責任）

1. 乙は、レンタル物件の引渡し時において、レンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の甲の使用目的への適合性については担保しないものとする。
2. 甲が引渡しを受けた後、直ちにレンタル物件の性能を確認するものとし、万一欠陥があった場合は引渡し日の翌日までに乙へ通知しなければならない。当該期間内に通知がなかった場合、正常な性能を備えた状態で引き渡されたものとみなす。
3. レンタル物件に欠陥があった場合、乙はレンタル物件を修理又は取替えを行うものとするが、過大な費用や時間を要する場合は、甲乙協議の上契約を解除することができるものとする。

第8条（レンタル物件の使用保管・所有権の侵害禁止）

1. 甲は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用・保管しなければならない。
2. レンタル物件の所有権は、原賃貸人又は乙に帰属しており、甲に移転するものではない。
3. 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ、以下の行為をしてはならない。
 - (1) レンタル物件を所定の設置場所以外に移動すること
 - (2) レンタル物件を改造すること
 - (3) レンタル物件に貼付された所有権を明示する標識等を除去し、又は汚損すること
 - (4) レンタル物件を第三者に譲渡、転貸、担保提供すること
4. 甲は、レンタル物件について第三者から差押え、仮差押え、又は権利の主張を受けたときは、直ちにその旨を乙に通知するとともに、自己の責任と費用においてその侵害を排除し、レンタル物件を保全しなければならない。

第9条（通知義務）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を乙に直ちに連絡すると同時に書面でも通知しなければならない。

- (1) レンタル期間中のレンタル物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
- (2) 住所を移転したとき、又は代表者を変更したとき
- (3) 事業の内容に重要な変更があったとき
- (4) レンタル物件について第三者が所有権を侵害するおそれがあるとき（差押え等を含む）

第10条（原契約との関係）

甲は、乙と原賃貸人との間の賃貸借契約が、期間満了、解除、解約その他の理由により終了した場合には、乙と甲との間の個別契約の期間内であっても、乙の請求に従い直ちにレンタル物件を返還しなければならない。この場合、これにより甲に損害が生じて、乙は賠償の責を負わないものとする。

第 11 条（中途解約の取扱い）

1. 甲は、第 3 条に定めるレンタル期間中、レンタル契約を中途解約することはできない。
2. 前項にかかわらず、甲がやむを得ない事由により中途解約を申し入れ、乙がこれを承諾した場合、甲は直ちにレンタル物件を返還するとともに、レンタル期間満了日までの残存期間に相当するレンタル料金全額を、違約金として乙に支払わなければならない。

第 12 条（レンタル物件の滅失・毀損）

1. 甲の責めに帰すべき事由によりレンタル物件を毀損した場合、甲は、修理代価相当額を乙に支払う。
2. レンタル物件を滅失した場合（修理不能、紛失、盗難を含む。）、甲は、代替物件（新品）の購入代価相当額を乙に支払う。
3. 前二項の費用が第 5 条の補償制度により填補される範囲においては、甲の支払義務は免除される。
4. 前三項のほか、レンタル物件の毀損・滅失により、原賃貸人から乙に対して損害賠償請求がなされた場合、甲はその請求額全額（逸失利益を含む）を負担しなければならない。

第 13 条（契約の解除）

甲が次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙は催告を要せずレンタル契約を解除し、レンタル物件を引き上げることができるものとする。この場合、甲は未払いのレンタル料金、及びその他の金銭債務がある場合はその全額を直ちに乙に支払うとともに、乙になお損害があるときにはこれを賠償する。

- (1) レンタル料金の支払を一回でも遅延したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続開始の申立があったとき
- (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき
- (4) 営業譲渡、若しくは会社を解散したとき、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
- (5) 経営が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (6) 反社会的勢力に関連していることが判明したとき
- (7) 上記のほか、甲が本約款又は甲乙間のその他の契約条項に違反し、乙が甲に対し相当期間を定めて是正を求め、又は催告してもそれに応じないとき

第 14 条（レンタル物件の返還）

1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により個別契約が終了した場合、甲は直ちにレンタル物件を返還する。
2. レンタル物件の返還にかかる費用（運送費、データ消去費、設定解除費等）は、甲の負担とする。
3. 甲が返還を遅延した場合、期間満了の翌日から返還完了日まで、レンタル料金相当額に加え、年 14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第 15 条（ネットワークカメラ・クラウドサービス等の特約）

レンタル物件に、ネットワークカメラ製品、クラウドサービス、ソフトウェア等が含まれる場合、甲は乙又は原賃貸人が別途定める利用規約（通信履歴の取り扱い、禁止事項、データ保存の非保証等を含む）を遵守するものとする。これら規約に違反した場合、乙はサービスの提供を停止することができる。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）及び従業員が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、レンタル契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲は、自ら又は第三者を通して、レンタル物件を反社会的勢力に提供しないことを確約する。
3. 甲又は乙が、前二項に違反した場合、相手方は催告なくしてレンタル契約を解除することができ、さらに相手方は損害賠償を請求できるものとする。
4. 前項によりレンタル契約が解除された場合、契約を解除された甲又は乙は、相手方に対して、解除によって生じた損害について一切の請求ができないものとする。

第 17 条（機密保持）

甲及び乙は、取引関係を通じて知り得た相手方の営業上の秘密を、相手方の書面による承諾を得ないで第三者に開示、漏洩してはならない。

第 18 条（合意管轄）

本約款及び個別契約に関する訴訟について、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

制定・施行日：2025 年 12 月 1 日